

平成26年度決算に基づく健全化判断比率並びに 資金不足比率の審査意見書

■審査の概要

平成26年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率の審査は、町長から提出された健全化判断比率並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

■平成26年度決算に基づく健全化判断比率

1 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成26年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	— (%)	15.00 (%)	
②連結実質赤字比率	—	20.00	
③実質公債費比率	9.7	25.0	
④将来負担比率	—	350.0	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について
平成26年度では実質赤字が生じていないため、実質赤字比率としては算定されない。
- ② 連結実質赤字比率について
平成26年度では連結実質赤字が生じていないため、連結実質赤字比率としては算定されない。
- ③ 実質公債費比率について
平成26年度の実質公債費比率は9.7%となっており、前年度に比し0.4ポイント下回っている。早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っているが、今後とも財政の健全な状態の維持に努められたい。
- ④ 将来負担比率について
平成26年度の将来負担比率はマイナスとなっており、前年度に比し3.7ポイント減少しており、且つ、早期健全化基準の350%と比較すると、これを大きく下回り特に問題はないと認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

■平成26年度決算に基づく資金不足比率

1 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成26年度	早期健全化基準	備考
①資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

- ① 資金不足比率について
平成26年度の公営企業会計については、いずれの公営企業会計においても資金不足が生じていないため、資金不足比率としては算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。